

互いに尊重される社会を

「人権教育のための国連10年・前橋市行動計画」を策定

このほど、人権教育や啓発の指針を定めた「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を策定。国連決議や国と県の行動計画を踏まえて、本市の取り組みをまとめました。お互いの人権が尊重される地域社会の実現について、みんなで真剣に考え、行動に移していきましょう。

本市の人権教育やその啓発の指針とする「人権教育のための国連10年前橋市行動計画」を策定しました。

この計画は、国連の決議や国と県の行動計画を踏まえ、「女性」「子どもたち」「高齢者」「障害のある人たち」「同和問題」「外国籍などの人たち」「HIV感染者などの人たち」の七つの分野で人権問題をとらえ、本市の取り組み

などをまとめたものです。それぞれの具体的な取り組みのあらましは次のとおり。今後はこの行動計画に基づき、人権施策をより一層推進し、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指します。

女性

「まえばし男女共同参画推進

条例」を基盤として、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における立案・方針決定の場に共同して参画できるように、機会の拡大に努めます。

さらに、性別による権利侵害やその他男女共同参画に関する相談に応じます。

子どもたち

社会環境の変化に心じた保育や子育て支援を実施するとともに、青少年の健全育成を通して非行を防ぎ、子どもたちを心豊かに育てる取り組みを推進します。

児童虐待については「児童虐待防止ネットワーク会議」によって地域全体で未然防止、早期



車いすの福祉体験（下川淵地区のびゆく子どものつどい）

発見・対応を図ります。

また、児童生徒相互の好ましい人間関係をつくるため、ピアサポート活動を推進。また、子

どもたちの健全育成に向け、ま
えはしすこやかプラン（前橋市
児童育成計画）に沿った施策を
引き続き推進します。